

特定非営利活動法人 CFF ジャパン  
コンプライアンス規定

## 第1章 総則

### 第1条（目的）

この規定は、特定非営利活動法人 CFF ジャパン（以下、「法人」という。）の役員、職員、およびボランティア等（以下、「役職員等」という。）が、法令、定款、および社会規範を遵守し、社会的な信頼に応える公正かつ誠実な活動を行うための基本原則を定めることを目的とする。

### 第2条（コンプライアンスの定義）

本規定におけるコンプライアンスとは、次のすべてのルールの遵守をいう。

1. 法令・規則: 日本国の法令（特定非営利活動促進法、個人情報保護法、労働関係法令、税法等）、定款、および法人が定める諸規定。
2. 社会規範・倫理: 市民社会の良識や倫理観に基づいた行動基準。
3. 寄附・助成の規定: 寄附者や休眠預金事業などの助成団体との契約、応募要項等で定められた規定。

### 第3条（役職員等の責務）

役職員等は、法人の理念を理解し、常に高い倫理観と責任感をもって行動し、本規定を遵守する責務を負う。

## 第2章 基本的な行動規範

### 第4条（法令および内部規定の遵守）

1. 役職員等は、法人の活動に関連するすべての法令および内部規定を遵守し、これに違反する行為を一切行わない。
2. 特に、NPO 法に基づき求められる事業報告書や財務諸表等の作成・情報公開については、正確かつ適時適切に行う。

### 第5条（公正かつ倫理的な活動）

1. 役職員等は、常に公私の区別を明確にし、法人の資産を私的に流用または利用しない。
2. 法人の利益と個人の利益が相反する可能性のある利益相反行為を避け、業務上の地位や情報をを利用して不当な利益を得てはならない。
3. 寄附金や助成金等の使途について、定款および目的に従って適正に管理し、不正または不適切な支出を行わない。

## 第6条（会計の透明性と適正な処理）

1. 会計処理は、法令および法人が定める会計規定に基づき、正確かつ網羅的に記帳する。
2. 公表する財務情報および活動報告は、真実を反映したものでなければならない。

## 第7条（情報管理と守秘義務）

1. 役職員等は、業務上知り得た支援対象者、個人情報、および法人の機密情報を厳重に管理し、漏洩、盗用、不正利用を行ってはならない。
2. 情報の発信にあたっては、正確な情報に基づき、法人の信用を損なわないよう配慮し、私的なSNS等での情報漏洩に細心の注意を払う。

## 第8条（ハラスメント・差別の禁止）

1. 人種、信条、性別、性的指向、性自認、社会的身分、病歴などによる不当な差別的取り扱いを行ってはならない。
2. セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、その他の人権を侵害する行為を行ってはならない。

## 第3章 体制と運用

### 第9条（コンプライアンス責任者）

1. 法人は、本規定に関する活動を統括するコンプライアンス責任者として事務局長を置く。
2. コンプライアンス責任者は、本規定の周知徹底、教育、および体制の整備に努める。

### 第10条（教育および研修）

法人は、役職員等に対し、定期的にコンプライアンスに関する教育および研修を実施する。

### 第11条（問題の報告・相談）

1. 役職員等は、法令または本規定に違反する行為、あるいはそのおそれのある事実を発見した場合は、速やかに直属の上司またはコンプライアンス責任者に報告・相談しなければならない。
2. 報告・相談は、不正行為の予防と法人の保護を目的として行う。

#### 第 12 条（報復の禁止）

本規定に基づき、報告または相談を行った役職員等に対し、これを理由として不利益な取り扱いを行ってはならない。

#### 第 13 条（罰則）

本規定に違反した役職員等は、就業規則または別に定める懲戒規定に基づき、懲戒の対象となることがある。

#### 附則

本規定は、2025 年 12 月 1 日から施行する。